

マイナンバー どうなる番号強制？ 年末調整・確定申告・金融機関の手続き

● 2016年**11月5日**（土曜日）**14:00~16:30**

● **文京シビックセンター 4階 シルバーセンターホール**

所在地 東京都文京区春日 1-16-21

東京メトロ 丸ノ内線「後楽園駅」4 a・5番出口徒歩1分

東京メトロ 南北線「後楽園駅」5番出口徒歩1分

都営地下鉄 大江戸線・三田線「春日駅」文京シビックセンター連絡口徒歩1分

JR 中央線「水道橋駅」東口、白山通り徒歩10分

● 講師 **山崎秀和さん**

(共通番号いらないネット世話人、共通番号制を考える会・静岡 代表)

番号法には、個人番号（マイナンバー）の記入を強制する規定はありません。勤務先などから番号提供に協力を求められますが、提供する義務はありません。国税庁も厚生労働省も、個人番号の記入がなくても書類を受けつけると表明しています。

一方、個人番号の利用事務の中には、個別の法令で書類に番号の記入を求めるものがあります。勤務先や金融機関、行政機関から番号の記入を求められる機会がふえています。

その番号記入は本当に「義務」なのか、どこまで番号の記入を拒否できるのか、年末調整や確定申告、金融機関の手続きなどについて考えます。

資料代 500円

主催 **共通番号いらないネット**
(共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会)

連絡先 Tel. 080-5052-0270 (宮崎) <http://www.bango-iranai.net/>

